

公募型プロポーザル方式による手続き開始の公告

次のとおり参加意向申出書等の提出を募集します。

令和 8 年 9 月 1 日

都留市長 日 向 美 徳

1. 業務概要

- (1) 業務の名称 都留市おむつ de つながる便事業業務
- (2) 業 務 内 容 都留市おむつ de つながる便事業業務委託 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 令和 8 年 12 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

2. 参加資格

都留市子おむつ de つながる便事業業務委託 公募型プロポーザル（書類審査）
実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり

3. 事業担当部課

都留市 福祉保健部 健康子育て課 子育て支援担当

4. 参加意向申出書等の提出

(1) 提出方法

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に基づき、参加意向申出書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残るものに限る。

(2) 提出期限

令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時必着

(3) 提出場所

いきいきプラザ都留 福祉保健部 健康子育て課 子育て支援担当
〒402-0051 都留市下谷 2516-1
電 話 0554-46-5113（内線 103）

※質問書・提案書等の提出方法等については、実施要領のとおり。

5. 審査について

提案書類の審査、評価及び選定は、都留市おむつ de つながる便事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

6. 受託候補者の選定方法

審査委員会の審査員が個別に評価採点を行い、その点数を合計する方法により得点を算出し、最も高い得点を得た者を受託候補者として選定する。

審査結果の通知は、プロポーザル参加意向申出書に記載の電子メールアドレスへ電子メールで結果通知書（様式第 6 号）により通知し、同日、書面による通知も発送する。

また、本市のホームページでも結果を公表する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

7. その他

この公告に定めるもののほか、詳細な事項については、実施要領に基づいて行う。